

第 6 まちづくり手法を活用した道路整備

環状第4号線（高輪地区）



令和7年11月 撮影



環四高輪地区（終点側）



環四高輪地区（起点側）

1 環状第4号線（高輪地区）

（1）現 状

環状第4号線は、港区港南三丁目を起点とし、江東区新砂三丁目に至る延長約 29.9km の環状道路で、都市の骨格を形成する区部環状方向の幹線道路の一つとして放射方向の幹線道路と連絡し、都心に集中する交通を分散化するなど重要な役割を担っている。

環状第4号線が通過する品川駅周辺地区は、羽田空港と近接し、リニア中央新幹線の開業（予定）も見据え、更なる拠点性の強化が期待されている。

そのため、未整備区間であるこの地区の環状第4号線の整備により、羽田・臨海部・六本木方面とのアクセスを向上させるなど、広域道路ネットワークの形成を図るとともに、開発に伴う交通処理を担うことを目的としている。

このうち、都市整備局では、高輪区間（桜田通り～第一京浜）の用地取得等を実施し、工事着手に順次取り掛かっており、早期完成に向けて事業を進めている。

（2）経 緯

環状第4号線については、昭和21年3月に当初計画が都市計画決定された。今回事業を進めている区間については、平成26年9月に策定された「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」にて、拠点性を高める道路ネットワークの1つとして整備・延伸することが示されたほか、平成28年3月に公表された「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」にて、優先整備路線として位置づけられた。

平成29年3月には、隣接する白金台区間（目黒通り～桜田通り）及び港南区間（第一京浜～旧海岸通り）も含めた都市計画変更素案の説明会を開催し、同年8月には、都市整備局で事業を進めている高輪区間（桜田通り～第一京浜）について、現況測量や用地測量に向けた事業説明会を開催した。その後、平成30年12月に都市計画を変更し、令和元年7月に都市計画道路事業（道路整備）の事業認可を取得した。また、土地区画整理事業（沿道整備）については、令和6年2月に施行認可を取得した。その後、令和8年3月に土地区画整理事業の事業計画を変更したほか、土地区画整理事業（第2地区）の施行認可を取得した。

（3）事業の概要

路 線 名： 環状第4号線（高輪区間）

施行箇所： 港区高輪三丁目

延 長： 約 0.6km

計画幅員： 25.6m～33.5m

事業期間： 令和元年度～令和14年度

事業認可（都市計画道路事業）： 令和元年7月29日（関東地方整備局告示第26号）

施行認可（土地区画整理事業）： 令和6年2月9日（港区告示第25号）

事業計画変更（土地区画整理事業）： 令和8年3月30日（港区告示第88号）

施行認可（土地区画整理事業（第2地区））： 令和8年3月30日（港区告示第89号）

(4) 沿道のまちづくり

環状第4号線沿道エリアについては、平成26年9月に策定された「品川・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014（令和2年改訂）」にて、「緑のネットワークを形成し、周辺地域との連続性に配慮し、緑・にぎわいが一体となったデザインとする」ことが示されている。また、平成30年5月に策定された「三田・高輪地区まちづくりガイドライン」では、まちの将来像として「緑と歴史が息づくたたずまいを継承し未来へつなげるまち」が示された。東京都では、上記のガイドラインのほか、港区まちづくりマスタープランの内容を踏まえ、平成30年10月に沿道まちづくりに関する説明会を開催した。

令和元年12月には、環四沿道（高輪三丁目）地区まちづくり協議会が設立され、令和2年1月に港区まちづくり条例に基づくまちづくり組織として登録された。本協議会には東京都も事務局として参加し、地元住民とともにまちの課題解決や将来像に関する検討を進め、令和2年10月に地区まちづくりビジョン登録、令和5年3月に地区まちづくりルール認定、同年12月に地区計画の都市計画提案を実施、令和6年10月に都市計画決定がなされた。また、令和7年12月には、品川駅西口地区において、D地区の地区整備計画を定める都市計画変更がなされた。

(5) 令和8年度の予定

令和8年度は、都有地（旧衆議院高輪議員宿舎跡地）において沿道地権者への土地の引き渡しに向けた宅地造成工事及び街路築造工事を行う。その後、地権者の使用収益開始を行うとともに、地権者の生活再建に合わせた道路の供用開始を行う。また、後続工事の着工に向けて用地取得を進めるとともに、D地区における再開発事業の施行認可に向けて、換地計画認可手続きを着実に進める。

補助第 83 号線（十条Ⅲ期）



令和 7 年 11 月 撮影

2 補助第 83 号線（十条Ⅲ期）

補助第 83 号線は、北区滝野川二丁目から北区赤羽西三丁目に至る、延長約 2.6 kmの都市計画道路である。

このうち都市整備局では、環状第 7 号線より南側の区間で、2 期に分けて事業を行っており、十条Ⅰ期区間の延長約 640mは平成 21 年度から、十条Ⅱ期区間の延長約 410mは平成 26 年度から事業に着手している。

十条Ⅲ期区間は環状第 7 号線の北側から J R 埼京線の高架下までの、485mの区間であり、令和 8 年 2 月に事業認可を取得している。

補助第 83 号線を整備することにより、災害時の安全な避難路や緊急車両の通行路が確保されるなど、防災性の向上が期待されている。

令和 8 年度は、用地説明会を予定しており、物件調査等を進めていく。

補助第 83 号線（十条Ⅲ期）事業位置図

